EDINET提出書類 アバディーン投信投資顧問株式会社(E08163) 変更報告書 (特例対象株券等)

【表紙】

【提出書類】 変更報告書(3)

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【氏名又は名称】 アバディーン投信投資顧問株式会社

代表取締役社長 石川 五生

【住所又は本店所在地】 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル

【報告義務発生日】平成28年2月29日【提出日】平成28年3月7日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ダイビル株式会社
証券コード	8806
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	アバディーン投信投資顧問株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成5年9月16日
代表者氏名	石川 五生
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資信託の委託会社としての業務、有価証券等に関する投資助言業務及び投 資ー任契約に係る業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル アバディーン投信投資顧問株式会社 コンプライアンス部長 増古春枝
電話番号	03-4578-2234

(2)【保有目的】

投資信託委託業者として、あるいは投資一任契約に基づき顧客勘定にて、国内の有価証券に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23	法第27条の23	法第27条の23
	第3項本文	第3項第1号	第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			573,000

			发史 取古書(特例刈家休芬
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	0	Р	Q 573,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		320,000
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		253,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年2月29日現在)	V 116,851,049
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	0.22
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.22

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券のうち、320,000株については、提出者1(アバディーン投信投資顧問株式会社)と提出者2(アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド)との間で運用再委託契約を締結し、両者が投資判断の権限を有し、共同で運用を行っている。

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド (Aberdeen Asset Management Asia Limited)
住所又は本店所在地	21 チャーチストリート #01-01 キャピタルスクエア 2 シンガポール 049480
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成3年10月28日
代表者氏名	ヒュー・ヤング (Hugh Young)
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	投資信託業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 虎ノ門清和ビル アバディーン投信投資顧問株式会社 コンプライアンス部長 増古春枝
電話番号	03-4578-2234

(2)【保有目的】

純投資 (ファンド運用)

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			4,660,800
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	0	Р	Q 4,660,800
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

	221411 (1313)
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T 4,660,800
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年2月29日現在)	V	116,851,049
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.99
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.01

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券のうち、320,000株については、提出者1(アバディーン投信投資顧問株式会社)と提出者2(アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド)との間で運用再委託契約を締結し、両者が投資判断の権限を有し、共同で運用を行っている。

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】
- (1)アバディーン投信投資顧問株式会社
- (2)アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド

(Aberdeen Asset Management Asia Limited)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			5,233,800
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L

7 / () 1	ノ1人に100103		
	変更報告書 (特例対象株券等)		

対象有価証券償還社債	F		M	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	0	Р	Q	5,233,800
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			320,000
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т			4,913,800
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年2月29日現在)	V 116,851,049
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	4.21
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.22

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
アバディーン投信投資顧問株式会社	253,000	0.22
アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド (Aberdeen Asset Management Asia Limited)	4,660,800	3.99
合計	4,913,800	4.21